

(2012年4月16日に発表)

国連人権理事会第20会期(2012年6月18~7月6日)

議題5 人権組織と機構

平和に対する人民の権利に関する人権理事会諮問委員会の報告書

附属書類

平和に対する権利の宣言草案

序文

国連人権理事会は、

互いに平和に生きるという、すべての人々共通の意思を再確認し、

国連の最も重要な目的が、国際平和と安全の維持であることをも再確認し、

国連憲章に規定されている国際法の基本的な原則を心に留め、

私たち地球のすべての人民が神聖なる平和に対する権利を有していると宣言している
1984年11月12日の国連総会決議39/11を思い起こし、

すべての人民は国家と国際的な平和と安全に対する権利があると述べている、人間と人民
の権利に関するアフリカ憲章も思い起こし、

さらに、すべての加盟国は、その国際的關係において、いかなる国の領土問題、政治的独
立に対して武力の行使または威嚇を、また国連の目的に一致しないいかなる他の方法を、
抑制しなければならない、ことを思い起こし、

物質的幸福、発展、および国の発展、ならびに国連によって宣言された人権および基本的
自由の完全な実施のために、武力行使の禁止は、重要で国際的に必要不可欠な条件である
ことを確信し、

遅滞なき全面的核軍縮を含め、武力行使を世界から根絶しなければならないというすべて
の人民の意思を表明し、

以下のとおり採択する。

第1条 平和に対する人権 - 諸原則

1. 個人および人民は、平和に対する人権を有する。この権利は、人種、出身、国籍、民族、社会的出自、肌の色、性別、性的指向、年齢、言語、宗教・信念、政治的その他の意見、経済的な状況や遺産、多様な身体的・精神的機能、市民的地位その他あらゆる条件を理由とした区別や差別がないよう実施されなければならない。
2. 国家は、それぞれにそして集団的にも、そして多数国間の組織の一部としても、平和に対する権利に対して、基本的に義務を負う。
3. この権利は普遍的および不可分なものであり、相互に依存し、相互に関連している
4. 各国は、国際関係における武力行使または威嚇を放棄する法的義務を遵守しなければならない。
5. すべての国家は、国連憲章の原則に従い、自らが当事者となっている紛争の解決に向けて平和的手段を用いなければならない。
6. すべての国家は、国連憲章に規定された諸原則の尊重と、発展の権利や民族自決権を含めたすべての人権および基本的自由の促進、を基盤とした国際システムにおいて、国際平和の確立、維持および強化を促進しなければならない。

第2条 人間の安全保障

1. すべて人は、人間の安全保障の権利を有する。それは、積極的平和を構成するすべての要素である恐怖と欠乏からの自由を含み、また、国際人権法に準拠した、思想、良心、意見、表現、信仰・宗教の自由を含む。欠乏からの自由は、持続可能な発展の権利及び経済的、社会的、文化的権利の享受を含むものである。
2. すべての個人は、あらゆる種類の暴力の標的になることなく、能力、身体、知性、道徳、および精神を全面的に発展させることができるように、平和のうちに生きる権利を有する。
3. すべて人は、集団殺戮、戦争犯罪、国際法に違反する武力行使、民族浄化および人道に対する犯罪から保護される権利を有する。国家が、その管轄においてこれらの犯罪の発生を防げない場合、国連加盟国および国連に対して、国連憲章および国際法を遵守する責任を果たすよう求めるべきである。
4. 各国および国連は、民間人の包括的および有効な保護を平和維持活動の権限に、優先目的として含めなければならない。
5. 各国、国際組織、とりわけ国連、及び市民社会は、紛争の防止、管理および平和的解決において、女性の積極的かつ持続した役割を促進しなければならない。また、紛争後の平和構築、統合、およびその維持に対する女性の貢献を促進すべきである。国家、地域および国際機構、そしてこれら地域の機構におけるあらゆる意思決定レベルにおいて、女性の代表者を増員しなければならない。ジェンダーの視点は、平和維持機能に取り入れられる

べきである。

6. すべて人は、自分が属する政府に対し、国際人権法および国際人道法を含め、国際法の基準を効果的に遵守するよう要求する権利を有する。
7. 平和とは相容れない構造的な暴力を発生させるような不平等、排斥、および貧困をなくすために、制度が発展および強化されなければならない。国家および市民社会は、紛争調停、特に地域および民族またはそのいずれかに関連する紛争の調停のために積極的な役割を果たさなければならない。
8. 各国は、軍事力および関連予算の民主的統制を保障し、国家および人間の安全保障の必要性とその政策、防衛および安全保障予算に関する公開討論を保障し、また意思決定者による民主的監督機関に対する説明責任を果たさなければならない。各国は、市民の安全保障のような、市民の視点からの安全保障の概念を追求しなければならない。
9. 国際的な法の支配の強化のため、すべての国家は国際刑事裁判所などの国際裁判およびその関連機関を支援し、人道に対する犯罪、戦争犯罪、集団殺戮および侵略への罪への取組みを支援する努力を行わなければならない。

第3条 軍縮

1. 各国は、厳格で透明性の高い武器取引の管理および違法な武器取引の禁止に積極的に取り組まなければならない。
2. 国家は、包括的かつ効果的な国際的監督の下、共同的および協調的な方法で、合理的な期間内に、さらなる軍縮を進めなければならない。国家は、人間の安全保障のために軍事予算を必要最低限に減少させることを考えなければならない。
3. すべての人民および個人は、大量破壊兵器のない世界に住む権利を有する。国家は、核兵器、化学兵器、および生物兵器を含め、すべての大量破壊兵器または無差別的効果のある兵器を早急に廃絶しなければならない。環境被害を与える武器の使用、特に放射性兵器および大量破壊兵器は、国際人道法、健全な環境への権利および平和に対する人権に反する。このような兵器は禁止されており、早急に排除されなければならない。これらを使用した国家は、与えた損害をすべて修復することにより環境を回復する義務を負う。
4. 国家は、平和地帯と非核兵器地帯の創造と促進をするよう要求される。
5. すべての人民および個人は、軍縮により解放された資源を、人民の経済的、社会的および文化的な発展のために使う権利、特に最貧国や弱い立場のグループの必要に応じて、天然資源を公正に再分配される権利を有する。

第4条 平和教育および訓練

1. すべての人民および個人は、包括的平和および人権教育への権利を有する。このような教育は、すべての教育システムの基礎であり、信頼、連帯および相互尊重に基づく社会プロセスを生み出し、ジェンダーの視点を取り入れ、紛争の平和的解決を促進し、平和の文

化および多文化間の対話の枠組みの中で、人間的な関係にアプローチする新たな道へと導かなければならない。

2. すべて人は、その生涯を通じて、紛争の創造的で非暴力的な解決に関与するために必要な能力、を要求し獲得する権利を有する。これらの能力は、公式および非公式の教育を通じて獲得されなければならない。人権及び平和教育は、子どもの十分な成長にとって、個人としても社会の積極的一員としても、本質的に重要である。平和のための教育及び社会化は、戦争を忘れさせ、暴力から解き放ち自己を回復させるために、絶対不可欠な条件である。
3. すべて人は、国際人権法に従い、好戦的または攻撃的な目的に有利となるような情報操作から保護されるために、検閲されることなくさまざまな情報源を通じて情報にアクセスし受け取る権利を有する。
4. すべて人は、政府または民間セクターによる介入なしに、平和に対する人権を脅かし侵害するすべての事象について告発し、政治的、社会的、文化的活動、行動に平和的に自由に参加する権利を有する。
5. 各国は以下を約束する。
 - (a) 教科書およびその他教育的メディアから憎悪的なメッセージ、歪曲、偏見および否定的な先入観を排除し、暴力の賞賛およびその正当化を禁止し、ならびに世界の主要な文化、文明および宗教に関する基本的な知識および理解を確保するため、排外主義を予防するため、一層の教育上の努力をすること。
 - (b) 人権に基づくアプローチ、文化的多様性、異文化間対話および持続的発展を反映させるように、教育的および文化的な政策を常に見直し、改訂すること。
 - (c) 女性に対して差別的な国内法および政策を見直し、ドメスティック・バイオレンス、女性および少女の人身売買、ならびにジェンダーに基づく暴力に対処する立法を採択すること。

第5条 良心的拒否

1. 各個人は、良心的拒否の権利を有し、およびこの権利を効果的に行使することにおいて保護される権利を有する。
2. 各国は、軍隊またはその他安全保障上の機関の人員が、国連憲章に違反し、または国際人権法や国際人道法の原則及び基準に違反するような、国際的または国内的を問わず、侵略戦争またはその他軍事活動に参加することを防止する義務を負う。軍隊またはその他治安機関の人員は、上記に記載の原則及び基準に明白に違反するような命令には従わない権利を有する。上官の命令に従う義務によりこれらの義務の遵守が免除されることはなく、このような命令に対する不服従はいかなる場合でも軍法違反とされるべきでない。

第6条 民間軍事・警備会社

1. 各国は固有の国軍および安全保障上の機能を民間に外部委託することを慎まなければならない。各国は、既存の民間軍事会社および民間警備会社に対する機能、監督および監視について、明確な基準の備わった国内的及び国際的な体制を確立しなければならない。傭兵の使用は国際法違反である。
2. 各国は、民間軍事・警備会社、その活動に関わる人員および組織が、国際人権法および人道法に合致する正式に制定された法の下でのみ、それぞれが機能できるようにしなければならない。このような企業およびその人員が、適用される国内または国際法に対する違反についてその説明義務を果たさせるようにするため、各国はこのような立法、行政およびその他の手段を必要に応じて取らなければならない。民間軍事会社および民間警備会社のいかなる責任も、国家または列国が負う可能性のある責任とは別個のものであり、国家の責任を排除するものではない。
3. 国連は、他の国際的、地域的機関に雇われた民間軍事会社・警備会社の活動を監視するための明確な基準と手続をそれらの機関とともに確立しなければならない。国家と国連は、国家や政府間機関、国際的非政府機関によって雇われた民間軍事・警備会社によって引き起こされた人権侵害について、国家と国際機関の関係を強化し、責任を明確化しなければならない。

第7条 圧制に対する抵抗および反対

1. すべての人民および個人は、圧政的な植民地支配、外国または独裁者（国内圧制）による支配に対し、抵抗および反対する権利を有する。
2. すべての人は、戦争犯罪、集団殺戮、侵略、アパルトヘイトおよび人道に対する犯罪、普遍的に承認された人権への侵害、戦争または暴力を誘発するようなプロパガンダおよび平和に対する人権の侵害に対して反対する権利を有する。

第8条 平和維持

1. 平和維持使節および平和維持軍は、犯罪行為または国際法違反が行われた場合の免責特権の廃止を含め、被害者のための訴訟手続きおよび救済を可能にするため、職務の遂行に関して国連の規則および手続きに全面的に従わなければならない。
2. 軍隊派遣国は、自国派遣団の人員に対する告発を効果的および包括的に調査するため、すべての手段を採らなければならない。告発人はこのような調査の結果を知らされなければならない。

第9条 発展

1. すべての人間およびすべての人民は、すべての人権および基本的自由が全面的に実現し得るような経済的、社会的、文化的、政治的発展に参加し、貢献し、享受する権利を有する。

2. すべて人は、持続可能な発展の権利、経済的、社会的および文化的権利、とりわけ以下の権利を享受しなければならない。
 - (a) 十分な食料、飲料水、衛生、住居、保健、衣服、教育、社会的安全および文化への権利
 - (b) 労働権ならびに雇用および労働組合における公正な条件を享受する権利。同じ職業または機能を遂行する人員間での平等な報酬に対する権利。公平な条件で社会的サービスにアクセスする権利。休暇を取得する権利。
 - (c) すべて国家は、発展の権利およびその他の人権を達成するため、互いに協力する義務を負う。
3. すべての人民および個人は、貧困や社会的排除につながる、不公正または持続可能でない対外債務負担およびその返済の条件、または不公平な国際的経済秩序の維持といった、発展の権利の実現にとっての障害を取り除く権利を有する。各国および国連システムは、このような障害を取り除くために、国際および国内の両面で全面的に協力しなければならない。
4. 各国は、相互に連結、補強するものとして、そして互いの信頼の基盤として、平和および安全ならびに発展を追求しなければならない。包括的および持続可能な経済、社会、文化および政治発展を促進させる各国の義務は、戦争の脅威を排除する義務を伴い、そしてこの目的を達成する上で、軍縮に向けて努力し、すべての人々がこのプロセスへ自由で有意義な参加ができるように努力する義務を伴う。

第10条 環境

1. すべて人は、危険な人為的妨害から自由である環境にあることも含めて、安全で清潔かつ平和的な環境に対する権利、持続的発展に関する権利、および環境破壊、特に気候変動を緩和しこれに適応するために国際的に行動する権利を有する。すべて人は、緩和と適応の政策の開発および実施に関して自由で有意義な参加を行う権利を有する。各国は、気候変動の分野における科学技術的な移動を含むこれらの権利を保障するために、共通のしかし独自の責任の原則に適合的に、行動を起こす責任がある。
2. 各国は、入手できる最高精度の科学的証拠および気候変動への歴史的責任に基づき、すべての人民が気候変動の有害な影響、特に人権への干渉に適応する能力を持てるようにするために、気候変動の緩和に対して共同かつ個別の責任原則に基づき責任を負う。適応のための資源を有する各国は、国連気候変動枠組み条約に従い、気候変動に適応するための資源が不十分な国々に対して、十分な資金を援助する責任を負う。
3. 各国、国際組織、企業および社会におけるその他の主体は、故意であるか否かに関わらず、他国に対して長期間継続するまたは重大な影響、継続する破壊、被害または損傷を引き起こすような環境の変化を含め、武力の行使が環境に及ぼす影響に対して責任を負う。
4. 国家は、災害に対する計画的な準備がなされないと平和への脅威になるので、その準備

を含め、環境の発展と保護を確保するために必要なすべての手段を取らなければならない。

第11条 被害者および脆弱なグループの権利

1. 人権侵害の被害者はすべて、国際人権法に従い、法令上の制限によらずに、真実を知り、侵害された権利を回復する権利を以下のとおり有する。事実調査を行わせ、責任を負う者の身元を明らかにし処罰させること。社会復帰および補償の権利を含め、効果的および全面的な救済を受けること。象徴的な救済および賠償の方法を受けること。侵害が繰り返されないよう保障させること。
2. 侵略、集団殺戮、人種主義、人種差別、排外主義、およびその他の形態の不寛容、またはアパルトヘイト、植民地主義、および新植民地主義の被害を被った者はすべて、平和に対する人権侵害の被害者として特に注意を払われるべきである。
3. 各国は、先住民族、暴力の被害を受けた女性、自由を奪われた個人などの脆弱な立場のグループに所属する人々の権利享受を侵害するさまざまな形の暴力の具体的な影響を十分に考慮すべきである。各国は、脆弱な立場のグループに所属する人々がこのような救済策の採択に関与できない状況における、これらの人々の権利を承認することを含めて、救済対策が行われることを保証する義務を負う。

第12条 難民および移住者

1. すべて個人は、次のような場合、差別されることなく、難民の地位を求めこれを享受する権利を有する。人種、宗教、国籍、特定の社会的集団もしくは政治的意見を理由に十分に根拠のある迫害の脅威にさらされている場合、それらの脅威のため国の保護を受けられないまたは受ける状況になく母国の外にいる場合、これらの結果従前の住居国の外にいるか、国籍が取得できないで、脅威のため居住地に帰ることができないまたはできる状況にない場合。
2. 難民の地位にはとりわけ、迫害の原因が除去された後、または武力紛争中ならその終結後に、尊厳とすべての保障を受けて、母国、出生地または居住地に自発的に帰還する権利が含まなければならない。戦争難民や飢餓から逃れてきた難民の状況のような課題については特別な考慮がなされるべきである。
3. 各国は、移住者を、移住者政策及び管理の中心に置き、迫害され不利益を受けている移住者集団の状況について特別の注意を向けるべきである。このようなアプローチは、人種差別や排外主義に対処していくための国家戦略、公共住宅対策に関する計画のように関連する国家の行動戦略政策の中に移住者を含めることを保障するものでもある。国家は領土に入国、滞在する条件を決める主権を有するが、同時に、国籍や出身、移住者としての地位いかんを問わず、その管轄の下に、すべての個人の人権を尊重し、保護し、実現するための義務を負う。

第13条 義務およびその履行

1. 平和に対する人権の維持、促進および履行は、すべて国家の、そして国連憲章で唱われているその目的・原則を実現するために国家の協調的な努力を調和させる最も普遍的な機関としての国連の、基本的な義務を構成する。
2. 各国は、すべての必要な分野において、とりわけ国際開発協力のためのさらなる資源を促進および提供するための既存の公約を履行することにより、平和に対する人権の実現達成に向けて協力しなければならない。
3. 平和に対する人権を効果的かつ実践的に実現するためには、国家および国際組織を超えた活動および従事が求められ、市民社会、特にアカデミア、メディア、企業による包括的で積極的な貢献、ならびに国際コミュニティ全体による幅広い協力が要求されている。
4. すべての個人および社会的機関は、本宣言を常に念頭に、国内外での進歩的な方法により、あらゆる場所において普遍的かつ効果的な承認とその遵守を確保するため、平和に対する人権尊重を促進する努力をしなければならない。
5. 国家は、平和への権利を含む人権と人間の尊厳の侵害を予防し、保護するという、両面の機能を発揮して、国連の有効性を強化しなければならない。特に、国連総会、安全保障理事会、人権理事会、その他の機関が、国際の平和と安全に対する危険または脅威を構成するであろう人権侵害から人権を保護するための効果的な方法を取ることである。
6. 国連人権理事会は、平和に対する人権を尊重し、その実施を監視し、関連する国連機関に報告を行うために、特別手続を設置することが求められている。

第14条 最終条項

1. この宣言のどの条項も、国連の目的と原則に反するいかなる活動の承認や行動をするための権利、もしくは、この宣言の条項及び国際人権法、国際労働法、国際人道法、国際刑事法、国際難民法の条項に違反、否定する可能性のある権利を、国家、集団、個人に与えるものと、解釈されてはならない。
2. この宣言の条項は、各国の国内法や適用可能な国際法の条項に対して、平和に対する人権を効果的に実現するためにふさわしい形で、差別なく適用されるべきである。
3. すべての国家は、関連する立法上、司法上、行政上、教育上、もしくは効果的実現を促進するために必要な他の手段で、この宣言の条項を、信念を持って実施しなければならない。

(仮訳：笹本潤)